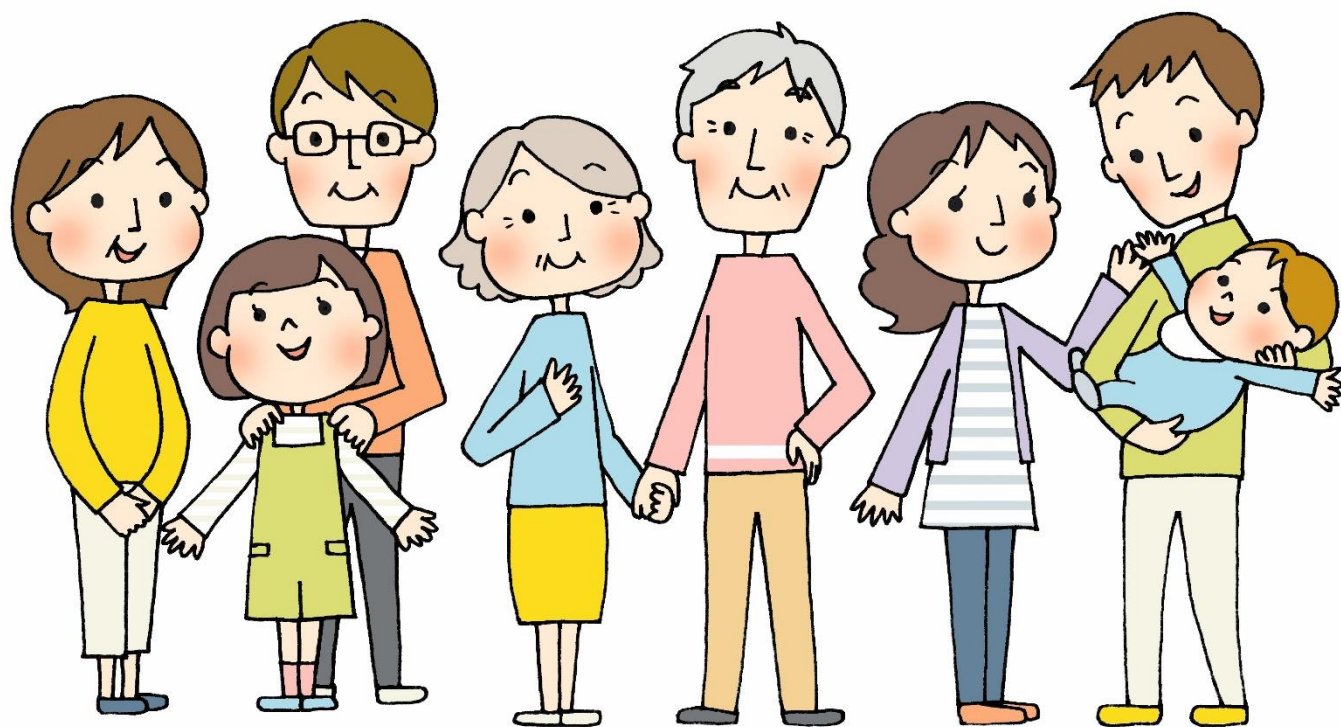


上市町子ども・子育てで支援事業計画 (第2期)

概要版

『確かな地域力』で支える 子どもがすくすく育つまち



令和2年3月
上市町



上市町子ども・子育て支援事業計画とは？

- 「上市町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」（以下、「本計画」という。）は、上市町（以下、「本町」という。）の教育・保育事業の計画的な提供体制を確保する方策を定めるとともに、子育て支援の方向性を明らかにする計画です。
- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき策定するものです。また、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画として位置づけられます。加えて、本計画の一部は、「子どもの貧困対策計画」とします。
- 本町の最上位計画である「第7次上市町総合計画」の具体的な行動計画として、富山県や本町の関連計画（第3期上市町地域福祉計画、放課後子ども総合プランに係る上市町行動計画等）との整合性を保ちながら、本計画の施策を総合的・一体的に推進します。
- 本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて見直しを図ります。

基本理念

本計画では、これまでの本町の地域を主体としたまちづくりや、子ども・子育て支援施策の方向性を継承しつつ、社会的な潮流や本町の子ども・子育て家庭を取り巻く状況等を踏まえ、子ども・子育て支援施策のより一層の充実を図るため、以下の基本理念を定めます。

『確かな地域力』で支える

子どもがすくすく育つまち



基本目標1 子育て支援の充実

- 乳幼児・児童数やニーズの動向を注視しながら、ニーズの変化に応じた子育て支援を行うことができるよう、サービス提供体制の充実や関係団体・機関の分野を超えた連携、サービスの質の向上等を図ります。

施策の方向	主な事業
(1)保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児教育・保育の実施 ● 多様な保育ニーズへの対応 ● 運営体制の充実
(2)地域子ども・子育て支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域子育て支援拠点事業の実施 ● 利用者支援事業の実施
(3)子どもの生きる力を育む 学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 生きる力の育成 ● 学校環境の整備 ● 学校給食等に対する助成
(4)次代の親の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児と中高生のふれあい体験学習の推進 ● 子どもを産み育てることの意義に関する教育
(5)子どもの居場所づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童クラブの実施 ● 放課後子ども教室の実施

基本目標2 家庭や地域における子育ての支援

- 培われてきた地域のマンパワーや地域住民同士のつながりを活用しながら、地域ぐるみの子育てを推進し、より多くの住民が子育てに関わることで、子育て家庭の負担軽減を図るとともに、子どもの健全な成長へつなげます。

施策の方向	主な事業
(1)情報提供・相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てに関する情報提供の充実 ● 子育てに関する相談支援の充実
(2)家庭や地域における子育て環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の子育て活動に対する支援 ● 学校教育への地域人材の活用
(3)切れ目のない妊婦・乳幼児への保健・医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ● パパママ教室 ● 乳幼児健康診査の実施 ● 子ども医療費の助成
(4)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援体制の整備 ● 学校等における保健教育
(5)食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊産婦等や子どもの発達段階に応じた食育の推進
(6)仕事と子育ての両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 父親の育児や家事への参加促進 ● 子育てしやすい職場環境づくり

基本目標3 すべての子どもが心身ともに 健やかに成長できる環境の整備

新規

- 支援を必要とするすべての子どもや家庭に対し、適切な支援が行き届くよう努めます。

施策の方向	主な事業
(1)児童虐待等防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待の早期発見・早期対応 ● 被害を受けた子どもに対する支援 ● 相談体制の整備
(2)ひとり親家庭支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭に対する経済的支援 ● ひとり親家庭に対する相談支援体制の充実
(3)障害児施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児保育の充実 ● 特別支援教育の充実 ● 障害の早期発見・早期対応
(4)安全・安心な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てしやすい住環境の整備 ● 若者世代の定住促進 ● 通学路等の点検・管理

基本目標4 子どもの貧困対策の充実 【子どもの貧困対策計画】

新規

- 子どもの現在や未来が、生まれ育った家庭の経済状況により左右されることのないよう、経済的支援だけでなく、生活支援や教育・就学支援等、総合的かつ効果的な子どもの貧困対策施策を推進します。

施策の方向	主な事業
(1)教育・就学支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児教育・保育支援の実施 ● 学校教育支援の実施 ● 就学支援の実施
(2)生活支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭の食事・栄養状態の確保の検討 ● 生活環境の整備
(3)就労支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労支援の実施 ● 就労環境の整備
(4)経済的支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済的支援の実施
(5)対策を進めるための調査・研究・周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 対策を進めるための調査・研究・周知

教育・保育等の量の見込み

- 平成30年度に実施した「上市町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果や第1期計画期間中の事業の利用実績、現在の供給体制、人口推計等の今後の動向を踏まえ、事業量を見込みました。

	認定区分・事業	事業の概要	R6年度（年あたり） 量の見込み
教育・保育	1号認定	年齢が3～5歳で、保育を必要としない子どもが対象となります。 町内の認定こども園において教育事業の提供を行います。	45人
	2号認定	年齢が3～5歳で、保育を必要とする子どもが対象となります。 町内の保育所（園）・認定こども園において保育事業の提供を行います。	273人
	3号認定	年齢が0～2歳で、保育を必要とする子どもが対象となります。 町内の保育所（園）・認定こども園において保育事業の提供を行います。	182人
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日、時間において、保育所（園）や認定こども園等で保育を実施します。	延べ4,570人
	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主に昼間において、保育所（園）や認定こども園等で一時的に預かり、必要な保護を行います。	延べ4,742人
	病児保育事業	子どもが発熱等の急な病気となった場合や、体調不良や病気の回復期などで集団保育が困難な場合に、保育所（園）等の専用スペースまたは本事業のための専用施設で看護師等が一時的に保育を行います。	延べ167人
	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言及びその他の援助を行います。	延べ1,991人
	利用者支援事業	子育て中の保護者や妊婦及びその配偶者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施するなど、利用者に対する支援を行います。	1施設
	放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。	171人
	妊婦健康診査	妊婦一般健康診査として、妊婦に対して妊婦健康診査受診票を交付し、妊娠期間中14回の妊婦健康診査の助成を行います。	78人
	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、養育環境等の把握や乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	78人
	養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク 機能強化事業	様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施し、養育上の問題の解決や軽減を図ります。また、必要に応じて子育て支援ネットワークと連携し、関係機関との協力体制を確保します。	40人
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を助産して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食費の助成を行います。	50人（月あたり）	

上市町子ども・子育て支援事業計画（第2期）【概要版】

発行：上市町
 編集：上市町 福祉課
 住所：〒930-0393 富山県中新川郡上市町法音寺1番地
 電話：076-472-1111（代表）
 発行年月：令和2年3月

